管理コード	省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	提案主体からの提案に対する意見	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
0520010	法務省	「伝統工芸」分野に従事する外国人職人の永住許可要件の緩和及び「伝統工芸」分野に従事する活動に対する在留資格の創設	出入国管理及び難民認定法第２条の２，２２条 永住許可に関するガイドライン 「我が国への貢献」に関するガイドライン	本邦において創作活動を行う彫刻家等の高例家については既に在留資格「芸術」により，また，収入を伴わない我が国特有の文化芸しくは技芸について専門家の指導を受けてこれを修得する活動を行おうとする場合は在留資格「文化活動」により，入国・在留が認められている。 永住許可の申請があった場合には，当該者が入管法上の要件を満たし，かつ，その者の永住が日本国の利益に合致すると認めたときに限り，これを許可することができる。在留実績については，原則として引き続き１０年以上本邦に在留していることを要することとしている。		永住許可に関する緩和措置の要件に、伝統工芸分野に従事する職人を対象とした内容を盛り込み、かつ「伝統工芸」分野に従事する活動に対する在留資格の創設	海外職人の受入による伝統工芸分野の活性化及び国際化を目的とする。 日本での永住許可を取得するには，１０年間の生活実績が必要となる。日本への貢献度が高いと認められた場合には短縮できる緩和措置（特定事業５０５）があるが、他の特定事業と併用せねばならず、弊害がある。 この緩和措置を併用しなくとも適用できる様にし、且つ、伝統工芸分野に従事する海外職人を対象とすることとする。 さらに、現状の入管制度では伝統工芸分野に従事する活動での在留資格は認められていないため、新たにこれを創設する。 これらにより、当該分野の発展を目指す。 提案理由： 少子高齢化等により、伝統工芸分野の後継者育成問題が深刻化しつつある。 金沢市が実施したアンケート結果によると、後継者が「いる」との回答は２０％未満。従事者の年齢層は４０～６０代が８割をためており，２０代は０．６％にとどまっている。 これに加え、過去５年間の売上推移について「減少傾向」との回答が７７．４％となっており、早急に対策を講じる必要がある。（別紙　補足資料参照） 年間１２万人の観光等外国人来訪客が訪れる金沢で、現状の新規参入率（０．３％）を外国人向けに開放しても、年間３６０人の従事者拡大に繋がる。 また情熱や目的意識を持って来日する外国人においては、修業に従事するにあたり、ほとんどが不安定な生活の末遂ごしている。そのため、石川県の伝統工芸分野３６業種に従事する人材で受入先が証明出来るものがあれば、永住許可を取る生活実績を３年程度にすることで、外国人就労者の雇用による国際化と後継者育成問題を解消する。	C	Ⅰ・Ⅲ	我が国においては，専門的・技術的分野での外国人労働者の受入れを政府全体の基本政策としており，現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における受入れについては，政府全体として，我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分に勘案し，国民のコンセンサスを踏まえつつ，多方面から慎重に検討していくこととしている。 ご提案の外国人労働者は伝統工芸分野の「修業に従事する」活動を行うとのことであり，専門的・技術的分野の外国人労働者とは考えられないことから，現在の政府方針に基づき，御要望の実現は困難である。 また，特例措置505「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」は，永住許可の在留実績の要件について，原則10年であるところ，「外交，社会，経済，文化等の分野において我が国への貢献があると認められるもの」については５年以上とする措置の更なる特例である。ご提案の外国人労働者は「修業に従事する」活動を行うものであり，「ほとんどが不安定な生活の末遂ごしている」とのことであるため出入国管理及び難民認定法第22条第２項第２号に規定する「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」という要件を満たさないと考えられることから，特例措置を講ずる前提を満たさないと考えられる。		C	Ⅰ・Ⅲ			1004010	社団法人金沢青年会議所	石川県	法務省 厚生労働省
0520020	法務省	特例措置の内容の緩和	法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令	技能実習生受入れ人数枠に係る基準省令の特例を認める要件の一つとして，構造改革特別区域内に所在する技能実習対象事業所と当該外国に所在する事業所との間における過去一年間の取引額が十億円以上であることと又は当該構造改革特別区域内に技能実習対象事業所を有する公私の機関の半数以上が当該外国に係る対外直接投資を行っていることが掲げられている。	506　外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業	研修生派遣国との取引額の合計が過去１年間に１０億円以上について、２億円以上とする	当市の基幹産業である水産業において現在１００社以上の水産加工製造業のほとんどが従業員数５０人以下の中小企業である。外国人研修生の受け入れは国際的な人材育成・高度技術の習得はもとより、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の拡充も図られ、もって国際貢献が広範囲に促進され、今後の地域の活性化も図られると考える。	c	Ⅲ	研修・技能実習制度は，我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り，当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的としている制度であるが，研修生や技能実習生の受入れ機関の一部において，制度本来の趣旨に反し，不適正な受入れが行われ，研修生・技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われるなど問題のある事例が増加したことから，平成21年の入管法改正により新たな外国人技能実習制度を導入したところである。当該制度は昨年７月より施行されたところであり，制度改正の効果を注視する段階である。 当該特例措置により通常３人の受入れ人数枠の倍にあたる６人まで技能実習生の受入れを認めるにあたり，外国との密接な経済交流等を要件としているのは，技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱うことなく適正な技能実習が行われるためには，企業等が技能実習指導員を配置するなどの負担をしても，適正な技能実習を行うことによって企業等に利益をもたらすなどの合理的な理由があるべきとの考えに基づくものである。 このため，技能実習生派遣国との間に密接な経済交流があることは特例措置の趣旨からして必須であり，技能実習生派遣事業所との間における過去１年間の取引額が10億円以上であることとの要件を満たさない場合であっても特区内の事業所の半数以上が派遣国において直接投資を行っていることという別の要件を満たすことにより密接な経済交流があることを示すことも可能であることから，当該要件を緩和することは困難である。			C	Ⅲ			1045010	根室市	北海道	法務省
0520030	法務省	学校法人立の高等学校通信制課程を連携先とする「指定技能教育施設」に対する在留資格「留学」の認定要件に関する緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「留学」については，本邦の高等学校に入学して教育を受ける場合は，専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除くとされている。		入国管理法及び難民認定法の別表第一の四の「本邦において行うことができる活動」の各種学校で教育を受ける活動の場合と同様に、学校法人立の高等学校通信制課程を技能連携先とする各都道府県教育委員会指定の「技能教育施設」で教育を受ける場合で、当該通信制課程と指定技能教育施設の両方に在籍する場合に、在留資格「留学」の認定を受けることができるようにする。 現行制度では、連携先の高等学校が通信制課程ということで在留資格「留学」が認められていないが、来日する生徒の学習形態の実態に即した許認可の判断基準への変更を願いたい。	在留資格「留学」が認められている「各種学校」の規程と、技能教育施設の設置基準とにおいて、「修業年限」並びに「授業時数」は同じ条件が定められている。 学校法人立の高等学校通信制課程を技能連携先とする「技能教育施設」での教育の優位性は、来日する生徒側にとっては、単位修得の基準が通信制高等学校の基準となり、来日当初の「言葉のハンディキャップ」を克服する上でも、日本語学習に多くの時間が確保できる点が挙げられる。また、日本人生徒にとっても、自らと異なる価値観を持つ同年代の外国人生徒と触れ合うことで国際感覚を養うとともに、母国文化を再認識する機会を多く作ることができる点が挙げられる。このようなメリットを活用し、日本語と日本文化、スポーツ等を系統的・継続的に深く学ぶ機会を与えることができ、各国の若い世代が日本のことを深く理解することができる特色ある学校作りを行う。同時に、より多くの他国の生徒を迎え入れることで、日本人の生徒が「人と人、国と国、人と自然」の共生について、身近な課題として考え、学び、実践できる機会を多く持つ学校作りを行う。 学校法人立とした理由は、社会的な信用度や安定度が、規制緩和の中で設立された株式会社立の学校よりも高いからである。 ちなみに、株式会社立の通信制高等学校にあっては、学校事業の継続が困難を極めた場合も想定して、株式会社立通信制高等学校設置認可の際、万が一の場合の当該生徒の教育の継続という観点から、他の学校法人立の通信制高校に万が一の場合の生徒の引き受けを確約する書類の提出を求める都道府県もある。	C	Ⅲ	専ら通信制の高等学校で教育を受ける場合を在留資格「留学」から除外している理由は，教育機関で教育を受ける活動以外に主たる活動を行っていることから，教育を受ける活動を主たる目的とする「留学」の在留資格を認める必要が乏しいことにある。指定技能教育施設については，定時制又は通信制の課程に在学する高校生が，当該施設においても教育を受けている場合に，同様の教育を重複して受けるという二重負担を軽減する観点から，高等学校の校長が高等学校における教科の一部の履修とみなし単位を与えることができるものであり，主たる活動が高等学校において教育を受ける活動ではないことから，在留資格「留学」を付与することは困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	技能教育施設の指定の基準として「年間総授業時数」は、在留資格「留学」が認められている各種学校の規程同様、年間680時間以上と定められている。年間指導週数を35週、週5日の授業実施日を設定すると、週20時間程度の授業が行われ、生徒は事実上、毎日登校して学習指導を受けている。したがって「主たる活動は技能教育施設という教育機関で教育を受ける活動」である。今回は「技能教育施設」における在留資格「留学」の認定であり、そこでの主たる活動が各種学校の規程と同じ授業時数を担保とした「教育を受ける活動」であるから、是非とも在留資格「留学」を各種学校と同様の取り扱いを再度お願い申し上げる次第である。	C	Ⅲ	技能教育施設は学校教育法の学校でも専修学校でも各種学校でもなく，当該施設において教育を受けたとしても，高等学校における教科の一部の履修とみなして単位を与えられるに留まると承知している。 提案主体の運営する技能教育施設が学校教育法上の各種学校と同等であるというのであれば，まずは各種学校として都道府県知事等の認可を受けることが必要ではないかと考えている。 いずれにせよ，まず技能教育施設の位置づけについて教育制度を所掌する文部科学省において検討すべきである。		1051010	星槎国際高等学校	北海道	法務省
0520040	法務省	外国医師等臨床修練制度の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第２条の２	本邦において医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する場合は在留資格「医療」により入国・在留が認められている。		日本の免許を持たない外国医師等が、診療業務等に従事して日本の優れた医療に関する知識・技能を習得したり、病院や医師間の交流を促進するため、診療所における修練を認める等、臨床修練制度とその運用を緩和する。	１．指定対象医療機関に診療所を追加 ①現状、②問題点 ・府内には、特殊・高度な技術を持ち、外国医師等の臨床修練受入を希望する診療所が存在するが、現行の臨床修練制度は対象が病院に限定されている。 ・H23.3国から「『大学病院等と同等の教育機能等を有する診療所は想定しがたい』ため、診療所を追加することは不可。」と回答を受けた。 ・しかし、臨床修練病院の指定基準である「高度かつ専門的な診療機能を有すること」「受入体制が確立していること」「外国医師等の研修や医療に関する国際交流などの実績又は具体的な計画があること」について、診療所もクリア不可能ではなく、結果として病床数のみをもって対象から排除されていることになる。仮に大学病院等と同等の教育機能等を有する診療所が存在しないなら、その合理的根拠を示されたい。 ③解決策 ・診療所についても外国医師等臨床修練の指定可能な医療機関とする。 ２．報酬の支払い ①現状、②問題点 ・厚生労働省通知では、原則として、臨床修練中の外国医師等が行う診療に対しては報酬を支給しないこととされている。但し、就労活動が可能な在留資格（資格外活動許可）を取得し、教授を行う場合には報酬の支給が可能とされている。 ・臨床修練で訪日する場合は、通常は就労を伴わない研修ビザであるのが実態であり、診療を行うにも関わらず報酬支給されないことが外国医師等受入の障壁となり、医師等の国際交流が進まないことになる。 ・そもそも本制度は、医師法第17条等（医業）の特例を法制度化したものであり、当然診療を行い、一定の報酬を与えるべきものである。 ③解決策 ・外国医師等が行う診療に対し、教授以外にも報酬を支払うこととした上で、臨床修練で訪日する場合は、就労活動が可能な在留資格（例えば「医療」）を付与することを原則とする。 ④効果 ・臨床修練制度の弾力化により、臨床修練の受入れが進み、外国人患者に対するホスピタリティ向上を図るとともに、医師等の国際交流により、相互の医療技術の向上や国際貢献につながる。	C	Ⅰ	在留資格「医療」は法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動を行う者に付与されるものであり，臨床修練を行う場合は，医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国しているものであることから，入管法に定める在留資格「医療」に該当しないものであるが，まずは医師法及び臨床修練制度を所管する厚生労働省において検討すべき事項であり，当省としては必要に応じ，当該検討をふまえて適切に対応してまいりたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	（１．診療所の指定）現在、「臨床修練受入病院と緊密な連携体制が確保されている診療所における臨床修練の実施を許容する方向で見直し」を検討中とのことだが、臨床修練病院の指定基準を満たす診療所は自律的に臨床修練を実施できるよう、他病院との連携体制の有無に関わらず、指定可能な医療機関となることを含めて検討されたい。 （２．報酬）研修目的であるため無報酬とのことだが、臨床修練を通じ、一定の労務が提供されていることも事実。研修＝無報酬とする合理的な根拠をお示しいただきたい。 また、臨床修練で訪日する場合には、改めて資格外活動許可を取るのではなく、当初から就労可能な在留資格で対応するように取り扱うべきである。	C	Ⅰ	臨床修練を行う外国人について就労可能な在留資格を与えるべきかどうかについては，まずは臨床修練制度の位置づけについて制度を所管する厚生労働省において検討すべき事項であり，当省としては必要に応じ，当該検討をふまえて適切に対応してまいりたい。		1055040	大阪府	大阪府	法務省 厚生労働省